

(3)市の環境に配慮した行動

市は、「市民の環境に配慮した行動」、「事業者の環境に配慮した行動」について、関連する情報を収集・整理し、市民や事業者に提供を行うとともに、その実践について支援を行い、環境に配慮した活動の推進を図ることが求められます。

あわせて、市役所内においても職員一人ひとりの意識啓発を図り、市役所自らが事業者として環境への配慮項目の率先実行に取り組んでいくことが求められます。

また、市の持つ自然的環境や社会的・歴史的環境などの地域特性に応じて、環境の保全と創出に向けた各種事業の実施が求められます。これらについては、「事業ごとに取り組む環境配慮」の中で示します。

ア. 市民、事業者の取組みを支援する

○市民や事業者が取り組むべきことの情報、収集・整理し、提供します。

○市民や事業者の取組みに対して、環境整備や支援を行うなど、推進体制を整えます。

イ. 環境の保全と創出に向けて各種事業を実施する

○各種事業を進めるにあたっては、環境への影響を回避・低減し、自然との共生に配慮した持続的発展が可能な社会の構築に努めます。

○国や県の事業にあたっては、その地域の環境特性や生活との関わりを最も把握している市民の声を反映しながら進められるよう調整を図ります。



ウ. 市役所自らが市民、事業者として率先実行する

- 職員一人ひとりが市民として、環境への配慮に対する自己啓発に努めます。
- 市役所自らが事業者として、環境への配慮事項の率先実行に取り組みます。
- 地球温暖化対策実行計画*の推進を図ります。
- ISO14001(環境マネジメントシステム)を推進します。
- エコマークやグリーンマークのついた製品や、再生可能な材料で製造された製品などの購入(グリーン購入)を進めます。
- 各種ボランティアや、地域住民活動に市職員が積極的に参加します。
- 国や県等との連携を強め、環境保全に努めます。

●一口メモ●

グリーン購入(グリーン調達)

商品やサービスを購入・調達する際に、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを選び、それを優先的に購入することをいいます。環境に負荷の少ない商品とは、「再生品を使用している」、「省エネルギー型の電気製品である」などがあげられ、商品には、以下のようなマーク(例)がつけられています。



エコマーク



グリーンマーク



国際エネルギースターロゴ



古紙配合率 100%
白色度 100%再生紙を使用しています



非木材紙使用



牛乳パック再利用

グリーン購入法

正式法律名を「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成12年(2000年)5月24日に公布され、平成13年(2001年)1月6日(一部4月1日)から施行されました。ここでいう「環境物品等の調達」とは、環境負荷の少ない製品やサービスを調達(購入)すること、すなわちグリーン調達のことを指し、これにより「環境にやさしい社会」いわゆる環境保全型の持続的発展が可能な社会をつくることを目的としたものです。

また、当法では、国(独立行政法人を含む)や地方自治体、事業者・市民など、それぞれの主体別に取り組むべき責務が示されています。国はグリーン調達推進のための基本方針を定め、これに即して、毎年度調達方針を作成・公表し、調達実績をとりまとめて公表するとともに、環境大臣に報告しなければなりません。地方自治体は、毎年度調達方針を作成し、これに基づき調達推進に努めるといった努力義務が、また、事業者・市民は、できるだけグリーン調達に努めるといった一般的責務が定められています。

地球温暖化対策実行計画

温室効果ガスの排出削減の目標などを定めた、地球温暖化の対策を推進する計画のことをいいます。平成11(1999年)年4月に施行された、地球温暖化対策の推進に関する法律で、地方自治体に計画の策定が義務づけられており、中津川市でも平成13年度に「中津川市地球温暖化防止実行計画」を策定し、実行しています。

2. 産業ごとに取り組む環境配慮

ここでは、第1次産業、第2次産業、第3次産業の産業ごとに、日常の事業活動における環境への配慮について示します。

産業別	第1次	農業、林業
	第2次	建設業、製造業
	第3次	卸売・小売業、飲食店・サービス業、運輸・通信業

(1) 第1次産業

農業や林業など、自然の物質循環に直接的に関与する第1次産業については、適切な事業活動を行うことにより、地域環境の保全に大きく寄与することにつながります。また、森林や農地等を地域の自然資源として活用を図り、市民が身近に自然とふれあえる場を提供する役割も期待されています。

農 業

農業は、水や土壌、日照、生態系など、自然環境と密接な関係にあるという点で、他の産業とは大きく異なる特質を持っています。また、農地は、保水・遊水機能、身近な自然とのふれあい、多様な生き物が生息する場としての公益的機能などを持ち合わせており、農業によって地域の自然環境が保たれてきたという側面があります。

しかし、近年の農業が農薬や化学肥料の使用など、農作業の効率化や生産性の向上を重視してきた結果、土壌や地下水の汚染、周辺水域などにおける生き物の種の減少、土壌内の有機養分などの減少による地力の低下などの問題が指摘されるようになってきました。

今後、高齢化や後継者不足が進む中で、作業の効率化や生産性の向上が求められる一方で、農地の持つ多面的な機能に着目し、自然と調和した持続的な農業へ見直していくことも求められます。

また、消費者の農産物に対するニーズが、「安全・安心・健康」へと移り変わりつつあることから、今後は生産性と環境の調和を図った、環境負荷に配慮した農業生産への対応が必要となります。

○減農薬、減化学肥料とともに、有機栽培を進めることにより、市民ニーズに合った農産物の生産や土壌・水質の保全に努めましょう。

○家畜ふん尿の再資源化や適正な汚水処理を行い、環境に配慮した畜産経営を進めましょう。

○環境にやさしい農業資材の利用に努めましょう。

○田畑や畦などの刈り取った草や、その焼却灰を肥料として土に戻しましょう。

○農地や里山は、多様な生き物の生息の場であるという認識のもとに、農地や里山の保全に努めましょう。

○農村景観の形成・保全や地力の維持のため、レンゲなどの景観作物の植付けを進めましょう。

○食品製造業などの他産業との連携のもと、食品廃棄物の再資源化に向けた体制づくりに参画しましょう。

○農業資源や農村環境を活用した交流の場の提供に努めましょう。

○環境に配慮した農業生産への表示制度の登録を行い、環境に優しい農業の体制づくりに努めましょう。

○大気汚染や悪臭の原因となる野焼きはやめ、ピニールなどの農業廃棄物は適正に処理しましょう。

林業

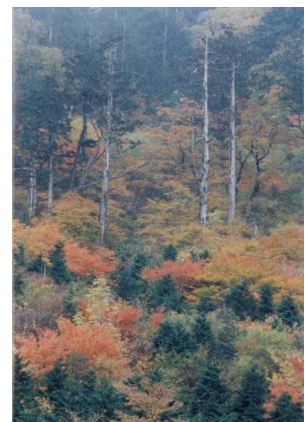
森林は、木材の生産の場としてだけでなく、大気浄化機能、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制機能、保水作用による治水や水源のかん養機能、“緑地”としての景観形成機能、野生生物の生息地、レクリエーションの場など多種多様な役割を担っています。

森林は、適正な管理を継続することで、林床への日照の供給が可能になり健全な状態が維持されます。動植物の良好な生息環境の保全といった観点からも、森林管理者の果たす役割は大きいといえます。

しかしながら、現在の造林地は、安価な外国材の輸入量増加による価格低迷や後継者不足などにより、施業意欲が減退し、適正管理が行われず、こうした公益的役割を十分に果たせない状況になりつつあります。今後、森林の持つ多面的な機能を再確認し、林業の果たす役割について理解するとともに、環境に配慮した林業に取り組んでいくことが求められます。

- 森林が持つ水源のかん養機能や土砂流出防止、大気保全などの公益的な機能の維持と向上を図るために、適正な育成と管理に努めましょう。
- 木材加工業や建設業、小売業との連携により、間伐材などの有効利用に努めましょう。

- 人と自然とのふれあいを推進するため、森林施業体験※やグリーンツーリズム※などの取組みを進めましょう。



森林施業体験	下刈り、枝打ち、植林など、森林を管理するための作業を体験し、森林の管理方法について学ぶことをいいます。
グリーンツーリズム	都市住民が自然豊かな農村地域に滞在して、農業などを通じて自然や文化、人々との交流を楽しむ活動ことをいいます。都市住民の余暇の有効な活用と農村地域の活性化などの効果が期待されています。

(2) 第 2 次産業

第 2 次産業は、建設業、製造業等、事業活動が環境に与える直接的影響の大きい産業です。このため、製造や加工、あるいは運搬、施工等、全ての工程において、地域の環境のみならず地球環境まで見据えた環境配慮を行うことが求められます。

建設業

建設業は、土地造成や建設等、周辺の自然環境に与える影響が大きく、また、エネルギーや資源(資材)を大量に使用することから、環境への負荷の大きい産業といえます。

平成 12 年(2000 年)、我が国では、“建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)”が制定されました。

今後、生態系や景観、人間の健康など、周辺環境や生活環境への十分な配慮を行うとともに、省エネルギー・省資源への取組みを進めていくことが求められます

土地造成や構造物の建設等、周辺環境への影響の大きい業種であることから、それらへの影響を最小限に抑制するよう、計画、設計、施工及び管理の各段階で適切な対策を講じるとともに、建設廃棄物の発生抑制(リデュース)やリサイクルにも積極的に取り組むことが必要です。

○建設業は、大規模な面的開発や大規模施設の建設など、多様な開発事業を含むため、事業内容に応じて、「事業ごとに取り組む環境配慮」の内容に配慮しましょう。

○発注者との協議のもと、施設に省エネルギー設備や新エネルギー、自然エネルギー、壁面緑化*、雨水貯留・浸透施設などを導入するよう努めましょう。

○発注者との協議や設計段階において、周辺景観と調和した色彩や素材、デザインなどを導入し、構造物、建築物の景観配慮に努めましょう。また、時代に流されない施設の色・形による設計や長持ちのする資材の使用など、長期間にわたって使用できる建物の建設に努めましょう。

○土地造成にあたっては緑地を極力保全するとともに、緑化の推進を図りましょう。また、伐採樹木はチップ化などにより、再利用を図りましょう。

○建設残土や廃棄物の削減やリサイクルに努めるとともに、木クズ、廃ビニールなどの現場発生ごみの野焼きをやめ、適正な処理をしましょう。

○より環境負荷の少ない工法や省エネ型・低公害型の建設機械の導入に努めましょう。

○建設資材は、リサイクル材やリサイクル可能なもの、有害な化学物質を含まないものを使いましょう。

○建設機械の効率化を図り、エネルギーの消費を抑えましょう。

○施工中の濁水、粉じん、騒音、振動、排ガスなどの公害防止に努めましょう。

○輸入木材製型枠の使用を極力控え、再利用可能な型枠の使用に努めましょう。

○建築木材は、国産材を使用するように努めましょう。

○建築物を解体するときは、よく分別してリサイクルにまわすなど、適正な処理をしましょう。

○環境管理目標をたて、環境保全の取組みを積極的に進めましょう。

壁 面 緑 化 ツタなどの植物を這わせたり、植物を植え込んだパネルを取り付けたりして、建物などの壁面を緑化することを行います。日照をやわらげたり、断熱効果による省エネルギー効果、ビオトープ効果などがあります。

製造業

製造業は、生産・流通・消費・廃棄(回収)の流れの中で、最上流産業に位置づけられます。このことから、製造業は循環型社会を形成していくうえで、極めて重要な役割を担っています。

平成 12 年(2000 年)5 月には、「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。この法律では、法の対象となる廃棄物などのうち有用なものを“循環資源”と定義した上で、処理の優先順位を、①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)[※]、④熱回収、⑤適正処分、と定めています。また、企業が自ら生産する製品などについて、使用され、廃棄物となったあとまで一定の責任を負う「拡大生産者責任[※]」の一般原則が確立され、企業は排出者として責任をもって廃棄物処理を行うことが義務付けられました。このうち、リサイクルについては、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」など、関連法が定められ、対象となる製品の範囲が広がってきています。

今後、ごみの発生量を抑制するため、自ら排出したもののリサイクルの体制づくりを強化するとともに、生産という最上流に位置する産業として、リデュース(ごみそのものの発生量を減らす)やリユース(資源のもつ価値を最大限に発揮させるように繰り返し使用する)の観点を取り入れ、ごみを最小限に抑える製品の製造が求められます。また、製品の製造・回収時における環境負荷の軽減やエネルギー消費量の低減に配慮するとともに、消費者に対しては、製品のもつ環境負荷や安全性などについての情報公開を通じ、環境負荷の小さい適切な使用を促すことが求められます。

- 材料の調達に際しては、環境負荷の少ないものを選定するとともに、自社の製品の開発設計において環境負荷分析(LCA:Life Cycle Assessment)を実施し、製品が環境に与える影響の低減と廃棄物の減量に努めましょう。
- 製品の原材料となる物質の人体や生態系などへの有害性が疑わしいものについては使用を控えるなど、安全性への配慮をしましょう。
- 製造に際しては、リサイクルされた材料を積極的に利用しましょう。
- 補修部品の確保、頻繁なモデルチェンジの自粛、部品規格の統一、修理サポート体制の強化、充実等により製品の長寿命化を図るとともに、リサイクル可能な製品や省エネ型の製品など、環境にやさしい製品の開発・製造に努めましょう。
- 部品や製品の包装を簡略化するとともに、回収・再生利用を進めましょう。
- 施設の操業時における騒音、振動、悪臭、汚水などの発生の低減・防止に努めましょう。
- 環境ラベルなどによる製品情報を消費者へ積極的に提供しましょう。
- 環境管理目標を立て、環境保全の取組みを積極的に進めましょう。
- 新エネルギーの積極的な導入や、廃熱利用[※]、コージェネレーションなど、新しい技術の導入に取り組みましょう。
- 食品製造業においては、農業(畜産業)との連携を図り、再資源化に取り組みましょう。

再生利用(リサイクル)	Recycle ペットボトルや古紙などを再生して使うなど、資源を再生し利用することをいいます。
拡大生産者責任	使用後の製品回収や再資源化の費用を、製品コストとして生産者に負担させるなどの、生産者の責任を製品の製造や流通の時だけでなく、処理やリサイクルの段階まで広げた考え方のこと。
廃熱利用	これまであまり利用されずに捨てられていた、廃熱を活用する技術のことをいいます。冷暖房廃熱、ごみの焼却熱、排水熱などがあります。

(3) 第 3 次産業

第 3 次産業は、当市の中でもっとも就業人口数の割合の高い産業であり、今後も増加していくことが予想されます。

商業、サービス業、運輸通信業などは、私たちの生活に快適性や潤いを供給するものであり、市民(消費者等)に対する環境への意識高揚を含めたサービス提供をしていくことが求められます。

卸売・小売業

卸売・小売業においては、商品を卸売・小売する際に、商品の梱包材や容器など、使用後に不用となるものが多く流通しており、資源の有効利用への配慮が求められます。

また、宣伝アナウンスなどによる営業騒音や看板などの設置による景観阻害など、地域環境に影響を与えることがあります。特に、大規模店舗については、敷地面積の広さ、その集客力などから、周辺環境に与える影響も大きいいため、特に配慮が求められます。こうした中、平成 11 年(1999 年)に、「大規模小売店舗立地法※」が施行され、大型店舗の立地に際しては、騒音、交通、廃棄物など、周辺環境に与える影響に配慮していくことが出店の条件として定められました。

今後、環境負荷の小さい製品を積極的に提供するとともに、再生資源の店頭回収など、環境保全に向けた取組みを率先して行うことが必要です。

- 梱包材などは再資源化が可能なものに転換しましょう。
- 包装や容器の簡素化に努め、消費者に買い物袋の持参を呼びかけましょう。
- 包装容器の回収、リサイクルを進めましょう。
- 環境にやさしい製品を積極的に仕入れて販売するとともに、市民に広く紹介しましょう。
- 貨物などによる運送の際には、エネルギー消費に十分配慮しましょう。
- エネルギー負荷を抑制するため、照明は適正に使用しましょう。
- 新聞折り込みチラシやパンフレット類などは、再生紙を使用しましょう。
- 廃棄物の保管・運搬・処理は、適正に行いましょう。
- 店舗やそれに伴う看板・広告塔などは、周辺の環境に配慮し、都市景観との調和に努めましょう。
- 屋外照明や広告塔照明を設置する際には、周辺に悪影響を与えることがないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮しましょう。
- 適切な駐車場の確保、騒音防止など、総合的な環境保全に努めましょう。
- 環境管理目標をたて、環境保全の取組みを積極的に進めましょう。
- 小売業については、人が集まる場所であるため、環境保全の積極的な取組みとともにそれをアピールすることで、市民(消費者)の意識啓発に結びつけましょう。

大規模小売店舗立地法

地元商業者の保護を目的とした大規模小売店舗法にかわって、平成 12(2000 年)年 6 月に施行された、大規模店と地域社会との共存のため、大規模店に地域の生活環境への配慮(交通渋滞や騒音、廃棄物処理など)を要求して地方の活性化を促進する法律のことをいいます。

飲食店

飲食店では、調理段階における調理くずのほか、食べ残しなどの生ごみが多量に発生します。また、調理後の廃食油や食器などの洗剤による水質汚濁が問題となっています。

このように、飲食店については、^{ちほうがい}厨芥などの廃棄物の減量化や廃油、洗剤などによる環境負荷の低減が求められています。

また、飲食店は、地元の材料を使うことで、地域の第 1 次産業の育成とともに、エネルギー使用を削減する役割を担うことも期待されます。

調理や後かたづけ時における、生ごみの発生抑制や、水質汚濁の防止等に向けた取り組みが必要です。

○地元のものや旬の食材を使った料理に心がけ、生産や輸送にかかるエネルギー負荷を少なくしましょう。

○有機栽培による野菜や果物を積極的に使いましょう。

○洗剤は、環境に負荷の少ない製品を選ぶとともに、使用量は適量を守りましょう。

○油分のついた食器や調理器具を洗う前には、拭きとるなどして、極力少ない洗剤の使用に努めるとともに、オイルトラップ※などの整備・点検を行いましょう。

○廃食油は、排水溝には流さず、再生業者に販売するなど、有効に利用しましょう。

○残飯や生ごみの減量化に努めましょう。

○残飯や生ごみは水をよく切り、適正に保管し、速やかにごみ処理を行いましょう。

○割り箸や酒ビン、カンなどの分別を徹底し、リサイクルしましょう。

○エネルギー負荷を抑制するため、照明は適正に使用しましょう。

○店舗や看板・広告塔などは、地域の景観に調和するよう配慮しましょう。

○屋外照明や広告塔照明を設置する際には、周辺の住居等に悪影響を与えないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮しましょう。

○カラオケ等による近隣騒音の防止を図りましょう。

オイルトラップ 営業用調理場などからの汚水に含まれている動植物油脂類を、水との比重の差を利用して浮上分離させて集め、動植物油脂類が排水に流れ出すのを防止する仕組みのことをいいます。

サービス業

近年、社会経済の変化や、国民の嗜好の多様化を背景に、サービス業は急速に進展しています。サービス業は、オフィス活動を主体とするもののほか、旅館業や放送業、廃棄物処理業、医療業など、その業種は多岐にわたっていますが、ものの生産、所有から機能の活用というサービス化・ソフト化により、環境負荷を低減する可能性を秘めた業種として、環境保全上の重要な役割が期待されています。

クリーニング・理容・浴場業については、水を使用する業種であることから、節水とともに、水質への負荷削減が求められます。

旅館やホテルなどの観光関連サービス業については、これらの施設から出る厨芥や騒音などへの配慮が求められます。

自動車整備業については、オイルや化学薬品などの適正使用及び処理のほか、自動車部品の有効な再使用(リユース)、廃棄物の適正処分に対する配慮が求められます。

廃棄物処理業については、廃棄物の収集・運搬時や埋め立て時などにおける周辺環境への配慮が求められています。

医療業については、環境汚染防止や衛生上の観点から、使用済み注射器や薬品などの医療廃棄物の処理に対する配慮が必要です。



■クリーニング・理容・美容業

- 節水を進めましょう。
- 洗剤や薬品などは、水質汚濁負荷の低いものを選択し、適量使用を心がけましょう。
- クリーニング溶剤については、適正な管理、使用を進めましょう。
- 店が窓口となって、ハンガーなどの回収・リサイクルを進めましょう

■旅館・ホテル・浴場業（結婚式場、パーティ会場など含む）

- 地域や行政と協力して、観光地の景観形成を推進しましょう。
- 旬の食材を使った料理に心がけましょう。
- 残飯や生ごみは水をよく切り、適正に保管し、速やかにごみ処理を行いましょ。
- 残飯や生ごみの減量化に努めましょう。
- 油分のついた食器や調理器具を洗う前には、拭きとるなどして、極力少ない洗剤の使用に努めるとともに、オイルトラップなどの整備・点検を行いましょ。
- 廃食油は、排水溝には流さず、再生業者に処理委託し、再利用に努めましょ。
- 割り箸や酒ビン、カンなどの分別を徹底し、リサイクルしましょ。
- 厨芥（調理クズや残飯）の有効活用を図りましょ。
- カラオケ等による近隣騒音の防止を図りましょ。

■自動車整備販売業

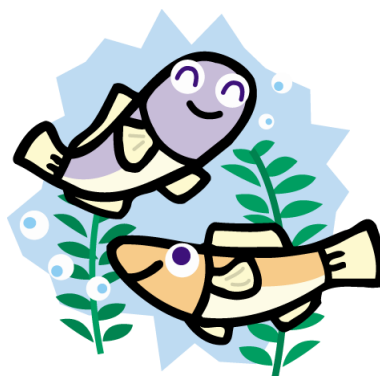
- オイルや化学薬品などの適正使用を進めましょ。
- 部品の再使用（リユース）など、有効利用を進めましょ。
- オイルトラップ等の整備・点検を行い、油の流出防止に努めましょ。
- 不法な改造車の受注はやめましょ。
- 廃棄物は適正に処分しましょ。
- 低公害車の普及に努めましょ。

■廃棄物処理業

- 廃棄物の運搬にあたっては、廃棄物が飛散しないように配慮しましょ。
- 施設及び車両の適正な管理・運転を行い、公害発生を防止しましょ。
- 廃棄物の管理にあたっては、情報の公開に努めましょ。
- 産業廃棄物の処理にあたっては、マニフェスト制度に基づいた適正な記録を徹底しましょ。

■医療業

- 医療廃棄物は、適正な処理が行える業者に委託しましょ。



運輸・通信業

運輸業については、環境負荷の少ない運転と、公共交通機関の利用促進に向けた取組みを進めましょう。

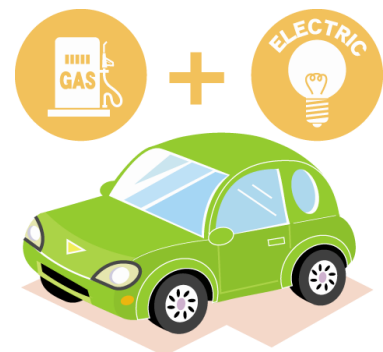
通信業については、高度情報通信社会の実現により、物資の円滑な流通や生産の効率化による輸送や移動、生産の際のエネルギー消費量削減などが期待されています。また、電線やケーブルの敷設に際しては、景観への影響に配慮していくことも必要です。

■運輸業

- 最新の排ガス規制対応車[※]やハイブリッドカー、メタノール車[※]、LPG車[※]などの低公害車の導入に努めましょう。
- 急発進や急加速、長時間のアイドリングは控えましょう。
- 貨物などによる運送の際には、エネルギー消費に十分配慮しましょう。
- 長距離都市間の輸送には、エネルギー効率の良い輸送方法を進めましょう。
- 梱包材などには再利用・リサイクル可能なものを使用しましょう。
- 公共交通機関の利用促進を図りましょう。
- 環境管理目標をたて、環境保全の取組みを積極的に進めましょう。

■通信業

- 情報通信基盤の整備とともに、関係機関との連携のもと、安価で、有用な活用を促進しましょう。
- 行政や他事業者と連携して電線地中化の促進を図り、まちの景観形成に協力しましょう
- 環境管理目標をたて、環境保全の取組みを積極的に進めましょう。



排ガス規制対応車	窒素酸化物や二酸化炭素の排出量の基準などを定めた、排気ガス規制基準を達成した車のことをいいます。
メタノール車	アルコールの一種であるメチルアルコール(メタノール)を燃料とする車のことをいいます。ガソリンよりも、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量を抑えることができます。
LPG車	圧縮、液化した天然ガス(液化石油ガス Liquefied Petroleum Gas)を燃料とする車のことをいいます。